

令和 7 年 6 月 10 日

農 林 水 産 大 臣  
小 泉 進 次 郎 様

全 国 知 事 会  
会 長 村 井 嘉 浩  
全 国 市 長 会  
会 長 松 井 一 實  
全 国 町 村 会  
会 長 吉 田 隆 行

農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について

令和 7 年 5 月 19 日付け 7 農振第 538 号により回答のあった「「農用地等の確保等に関する基本指針(案)」に対する地方の考え方」に対する回答について、別紙のとおり意見を提出いたします。

## 農用地等の確保等に関する基本指針に係る国と地方の協議について

「農用地等の確保等に関する基本指針（案）」に対する地方の考え方（令和7年5月12日付）に対する貴省からの回答によれば、

国の面積目標は、マクロ的な視点から、将来における国全体の農地の姿を明らかにするものであるのに対し、都道府県面積目標は、国の面積目標も踏まえつつ、各都道府県内の実態に即して、より実地的に設定するものであるという違いがある。

このため、都道府県面積目標の設定に当たっては、各都道府県に独自の事由の考慮を認めるなど、国と都道府県面積目標の設定方法は完全に一致するものではないことは御理解いただきたい。

御指摘の農用地区域の設定要件を満たさない農地の除外面積について、都道府県別の実績値を確認すると、地域の事情で相当の期間を空けて基礎調査が実施されたこと等により、特定の年に、例年から突出した除外面積が生じているケースが見られる。こうした除外面積をすう勢として捉えて目標年まで引き伸ばす算定方法では、実態を大きく上回る過剰な除外面積となるおそれがある。

このため、都道府県面積目標の算定に当たっては、基礎調査の実施により、農用地区域の設定要件を満たさないことが明らかとなった面積について計上するという設定基準としているところ。

なお、目標設定時点で、基礎調査の結果が反映されていない区域については、当該時点で実施中の基礎調査があり、農用地区域の設定要件を満たさない農地の面積の見込みが具体的に算定可能な場合には相談に応じるので、都道府県におかれても、算定根拠等を十分に説明いただくようお願いしたい。  
とのことである。

しかしながら、特定の年に、例年から突出した除外面積をすう勢として捉えて目標年まで引き伸ばす算定方法により、過剰な除外面積となるおそれがあるケースについては、すう勢の算定対象範囲を拡大した上で、過剰な除外面積を除いた平均値を使用する等により、実態を大きく上回る過剰な除外面積となるおそれを排除できるものと考えており、「すう勢」による算定について改めて検討を求める。

令和7年6月10日

全国知事会  
全国市長会  
全国町村会